

## スクールバスご利用について

### 【スクールバス運営について】

- ・ スクールバスの運行に関する決定は、学校運営委員会で行っています。ただし、座席などの運行上の細かい取り決めはバス委員会が行っています。
- ・ 学校への通学責任は保護者にあります。学校運営委員会及び日本人学校は、スクールバス運行上においては安全確保に最善を尽くしますが、発生した事故、その他バス利用者が被る傷害を含む損害、迷惑については保護者の責任となり、学校運営委員会及び日本人学校は一切責任を負いません。
- ・ バス委員会はバス利用者のバス停ごとのバス委員で構成されています。
- ・ 各停留所でバス委員を決め、バス委員の代表者として、また運営委員会と学校との連絡調整役として1名のバス代表を決めています。
- ・ ご利用の際は、利用者の便宜を図るため保護者のボランティア活動であることをご理解いただき、譲り合いや助け合いの精神に基づいて、ご協力いただけますよう宜しくお願いいたします。

### 【スクールバス運行状況】

- ・ 2019年4月より、学校所有バスが老朽化に伴い、スクールバスの運営は、外部業者へ委託されております。2023年時点、2台での運営をしており、各バス定員は23名（高学年席を含む）です。

### 【スクールバス停留所】

- ・ スクールバスの利用者は次の5つの停留所から乗降することとします。別紙地図と写真をご覧ください。
  - ①Bubenec・Puškinovo nám 停留所
  - ②Vozovna Střešovice 停留所
  - ③Arabská 停留所
  - ④Petřiny・Na Petřinách 停留所
  - ⑤Veleoslavín 停留所

### 【発着時刻】

[登校時] 7時30分～7時55分の間にバスが来ます。

[下校時] 月・火・水の午後4時10分閉門の曜日→16時20分から17時00分の間にバスが来ます。  
木・金の午後3時30分閉門の曜日→15時40分から16時20分の間にバスが来ます。

※バスの到着時刻は、児童生徒の集合状況や交通事情で多少変わりますのでご承知ください。

募集の状況によって、ルートと乗降時刻、乗車メンバーは変わります。

### 【バス申請方法】

- ① 原則、転入の2か月前から受付を開始し、スクールバス利用申込書を学校メールで受信した日時の順に受理します。
- ② 新年度時期の申し込みに関しては、申し込みが殺到することが考えられる為、新年度開始の約2か月前である2月第二月曜日、プラハ時間正午から受付を開始し、学校メールを受信した順番で申請を受理します。
- ③ ただし、すでに兄弟が利用している場合には、優先して搭乗できることとします。兄弟優先のルール適用者が空席数を上回る場合は、メールの受付順で席を確保します。書類不十分な場合や、期日前申請については無効とします。

- ④ 学校から乗車可能か否かの連絡をします。乗車可能者は利用バス停のバス委員へ連絡を取り、利用方法の説明を受けてください。
- ⑤ 乗車できなかった希望者はウェイティングになります。空きが出た場合にはバス委員から連絡をします。

#### 【利用料金の支払い】

- ・ バス利用のお申込みを頂きました皆様に対して、外部業者から、3 か月毎に、請求のご案内がありますので、お支払い期限内に、指定された口座へお振込みください。
- ・ 1 か月 4750 コルナを 3 か月ごとにお支払いいただきます。(2023 年 6 月現在)
- ・ 支払い期限を超えた際、バス業者から遅延として違約金が発生する場合がございますので、ご留意願います。
- ・ 利用料金に関しては、スクールバスの利用状況やチェコ国内の市況を踏まえ、適正かつ安定したスクールバスの運行ができるよう、学校運営委員会と外部業者との協議の上、毎年調整しております。
- ・ バス利用を止める意向がございましたら、希望日より、遅くとも 1 か月前迄にバス委員へ「スクールバス利用停止届」を提出してください。
- ・ 特例措置として、バス利用を止める際、同一の生徒・児童が、保護者都合（帰任などの異動）、および転校などの特段の事由で、当校を退学する場合に限り、四半期毎に支払ったバス料金をバス利用を止めた期間（月単位）のみ、返金措置※を設けております。  
※支払い前（請求書発行前）に、申請した場合（推奨）： 利用月のみの請求書を発行します。  
※支払い後（請求書発行後）に、申請した場合： 利用を止める期間（月単位のみ、月の途中は不可）を、税金および事務手数料を差し引いた金額を返金します。都度、返金計算となりますが、おおよそ月額 7 割程度の返金となるのではと想定しております。

#### 【バス乗車について】

- ・ バスに乗車したら必ずシートベルトを締めてください。保護者はシートベルトの装着確認をお願いいたします。（バスに乗り込んで確認してください）
- ・ 4 年生以下の児童生徒の保護者は、登校時はバス停まで児童生徒を送りバスに乗せ、バスの出発を確認してください。（交通事情によりバスが遅れ、公共交通機関で登校しなければいけない可能性もあるため）下校時はバス停に定刻前までに迎えにいらしてください。登下校ともバス停には早めにいらっしゃるようお願い致します。
- ・ 登校時、バスに乗車しない場合は各ルートに連絡を入れてください。
- ・ 下校時、バスに乗車しない場合は学校から配布されている QR コードから欠席フォームにアクセスしていただき乗車キャンセルの旨をご記入の上、送信してください。
- ・ フォームでの連絡は日付が当日に変わってから、朝 7 時 50 分までの間にお願いします。（朝 7 時 50 分を過ぎた際は、お手数ですが電話でのご連絡をお願いします。）
- ・ ネット環境がない場合や先生と直接お話を希望する場合は直接電話等でご連絡ください。
- ・ 下校時の乗車確認は学校が行いますが、乗車しない生徒をバスが待つことのないようお願いいたします。
- ・ バス停へのお迎えが遅れた場合の対策は、児童生徒と話し合っておいてください。バス停で保護者同士が協力して下さると助かります。
- ・ 登校時バスが渋滞に巻き込まれてバス停に来なかった場合は、まず保護者から学校にバスが来ていないことを連絡し、学校から運転手と電話で話してもらい（運転手は英語が通じないので）その時の状況で学校と相談し判断いたします。
- ・ 待ち時間の際にも、子供が道路に飛び出したり、歩道に広がって通行人の妨げになることがないように、注意深く監督していただくことをお願いします。

### 【バス利用に際して】

- ・ 決められたバス停以外での乗降は原則できません。
  - ・ 急な故障等によりバスが運行できない場合は、教頭先生とバス委員が連絡を取り、その時の状況に応じた速やかな方法にて代替をはかります。
  - ・ バス通学の児童生徒の保護者が学校に用がある場合、車内での保護者の監督が必要だと判断される場合、同乗することができますので空席がある場合はご利用ください。
  - ・ 当「スクールバスご利用の皆様へ」の規則に従うことができず、繰り返し迷惑を他人に与えた場合は、利用を中止していただくこともあります。
  - ・ 万が一嘔吐等で車内を汚してしまった際は、保護者の方はバス内の常備清掃用具を使用し簡易清掃いただくようご協力をお願い致します。
  - ・ 保護者の監督が必要だと判断された場合は同乗をお願いすることがあります。改善が見られない場合はバス利用を中止していただくこともあります。
  - ・ バス内には監督できる大人が乗車していない為、下記乗車規則をお子様と確認し、徹底させてください。
- その他お問い合わせは、スクールバス委員までご連絡ください。

### 【スクールバス利用者乗車規則】

スクールバスを利用するには安全のために乗車規則を守らなければいけません。

- (1) 乗り物酔いしやすい場合は申込時に必ず学校に申告すること。(症状によっては乗車をお断りする場合があります。)
- (2) 運転手さんにきちんと挨拶すること。
- (3) 走行中シートベルトは必ず着用し、立ち歩かないこと。
- (4) 運転手さんの指示に従うこと。
- (5) 運転の妨げになったり、周りの人の迷惑になるようなお喋りや大きな物音をたてないこと。
- (6) 手荷物は足元か身邊に置き、必要のない物はバスの中で出さないようにすること。
- (7) 緊急時に備えて、靴は脱がないこと。
- (8) バスの運転機器等に触れないこと。
- (9) 事故や故障の時は騒がず、運転手さんの指示を待つこと。
- (10) バスの備品は大切にし、汚したり壊したりしないこと。
- (11) バスの中では、飲んだり食べたりしないこと。
- (12) 学校に必要な物（ゲームなど）は持ち込まないこと。
- (13) バスの発車時刻までにはバス停で待っていること  
(発車の定刻になっても来ていない場合、バスは発車します)。
- (14) 特別な指示がない限り決められたバス以外には乗らない。

提出先：担任または教頭

## スクールバス利用申込書

※ 「スクールバスご利用について」を確認し、記載内容に対して合意します。〔はい/いいえ〕

※ バス業者・バス委員会へ、以下情報を開示することを承諾します。〔同意する/同意しない〕

利用開始日	年	月	日
児童・生徒 氏名 (学年) ※学年記入例(小3)	( )		
	( )		
	( )		
乗車バス停番号	番		
保護者 氏名			
住所			
電話番号			
領収書 要否	要 / 否		
Email アドレス			
乗り物酔い	あり / なし		
乗り物酔いありの場合詳細 (程度・頻度等)			

※ 請求書、領収書は、個人宛名（児童・生徒の氏名ごとに作成）となります。

※ Email アドレスは、バス業者から、請求書や領収書の送信に利用します。尚、以下が、バス業者の Email アドレス（2つ）となりますため、受信拒否等の設定にならないよう、ご確認をお願いします。

バス業者メールアドレス：① [pragueminibus@centrum.cz](mailto:pragueminibus@centrum.cz) ② [jindrich.pj@gmail.cz](mailto:jindrich.pj@gmail.cz)

### ■乗車バス停番号

1. Bubeneč · Puškinovo nám 停留所
2. Vozovna Střešovice 停留所
3. Arabská 停留所
4. Petřiny · Na Petřinách 停留所
5. Vevešlavín 停留所 以上

2023/9/1

※提出先：バス委員

提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## スクールバス利用停止届

利用停止日	年 月 日
児童・生徒 氏名 (学年) ※学年記入例(小3)	( )
	( )
	( )
乗車バス停番号	番

### ■乗車バス停番号

1. Bubeneč · Puškinovo nám 停留所
2. Vozovna Střešovice 停留所
3. Arabská 停留所
4. Petřiny · Na Petřinách 停留所
5. Veleslavín 停留所

2022/2/8 版